

☆安保法案強行採決から一年

— 日本はどのような国になったか —

一年前、なにがあつたのか

- ◇憲法9条には「戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」と書いてあります。
- ◇これをどう解釈するかについて、歴代の内閣は「なにも悪いことをしていないのに攻められた時の自衛の武力行使はやむを得ないが、攻められてもいけないの」に海外に出て行って武力を行使するのは憲法違反である」と言ってきました。
- ◇二〇一四年七月安倍内閣は「攻められていなくても仲のよい国から頼まれたら自衛隊が応援に行つて武力を行使するのは憲法違反ではない」という、驚くべき解釈を打ち出しました。(いわゆる集団的自衛権行使の容認)
- ◇その解釈をもとに、昨年九月、新安保法制が国会に上程され国民の大多数が反対したにもかかわらず、強行採決で法案を成立させてしまいました。

そして今年

- ◇そして今年三月、新法は施行され日本は攻められていなくても、同盟国に頼まれば海外に出て行って武力を行使する(戦争出来る)国となりました。

私たちは廃止を求め続ける

- ◇新安保法制が成立する前の世論調査では自衛隊に好感を持っている人は92%もいました。それは大震災などの時の平和的な活動が評価されたからです。
- ◇しかし、これからは違います。自衛隊は海外に出て行って戦争に加わる、人を殺す、自分も殺される自衛隊になります。
- ◇私たちは、自衛隊が海外に出て行って人を殺す、自分も殺されるなどということとは9条を変えない限りできっこないと高を括っていたのではないのでしょうか。
- ◇しかし、政権与党は憲法の解釈を変えろという禁じ手を使って新安保法制を作り今年3月施行してしまいました。9条を無視して、海外で武力を行使するということ安保法制は明らかに憲法違反です。従って、私たちは、あくまでこの法律の廃止を求め続けます。

二〇一六年九月十一日(日) 護憲平和行進(通算595回目)

★ 浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法前文
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、**政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに**することを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

日本国憲法第九條
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。